平成２５年（フ）第１３８１４号
東京都西東京市柳沢２丁目３―13―205
債務者　津久居勝彦
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８２１号
東京都江東区豊洲５丁目３－５―901
債務者　宮下　幸江
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８３７号
東京都練馬区三原台３丁目31―２―103
債務者　小島　久仁
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８号
栃木県那須塩原市新南693番地２　乃木ロードタウンＢ―101号
債務者　高柳　雪江
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１２４３５号
東京都大田区田園調布南５番２号　シェアプレイス田園調布南414
債務者　前田　幸司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５２号
東京都板橋区赤塚２丁目３―12―105
債務者　板垣　　猛
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５６４号
東京都中央区月島３丁目25―６―904
債務者　田中　士郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２６号
東京都目黒区祐天寺１丁目18―３　清和ハウス１－２
債務者　福本ひで子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６９９号
東京都大田区南馬込４丁目26―17
債務者　瀧澤惠美子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１８号
東京都大田区仲六郷４丁目18―３
債務者　濱渦　直樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６９号
東京都江戸川区江戸川３丁目13番地　都住２―301
債務者　小林　慶一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７０号
東京都江戸川区松江１丁目14―14　アビタシオン松江Ｂ103
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５８号
静岡市駿河区小黒１丁目９番36―405号、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目52番15―104号
債務者　田中希代子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２号
北海道帯広市大通南24丁目７番地　ハウスＹＵＩ102号
債務者　平山　隆子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
北海道上川郡新得町西３条南２丁目１番地３
債務者　清水　　緑
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
北海道河西郡中札内村東戸蔦東６線152番地４
債務者　竹原　徹郎
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係